

資料編

1. 策定経緯
2. 小中学校校歌からの景観要素
3. 用語解説

1. 景観行政に関するこれまでの経緯

平成 19 年度	H19. 10. 1～ H19. 12. 10	<p><u>「私の好きな下松の風景」の公募</u></p> <p>◆景観資源の収集を主な目的として、「心地よい・懐かしい・守り育てたい」と感じる市内の風景を、思い出やメッセージとともに募集</p> <p>◆応募点数：74人から92点</p>
平成 20 年度	H20. 7. 15～ H22. 4. 15	<p><u>「私の好きな下松の風景」の広報掲載</u></p> <p>◆全18回（H20. 7. 15号～H22. 4. 15号）</p> <p>◆市民の皆さんから寄せられた市内の好きな風景をメッセージとともに紹介</p>
	H20. 10. 1	<p><u>「景観行政団体」へ移行</u></p> <p>◆景観に配慮したまちづくりを進めていくために、景観法（第7条第1項ただし書き）に基づき景観行政団体に移行</p>
	H20. 10. 20～ H20. 12. 12	<p><u>「私の好きな下松の風景」のパネル展を開催</u></p> <p>◆身近にある景観に関心を持ってもらうため、昨年度に募集した「私の好きな下松の風景」の中から、約20点を思い出やメッセージとともにパネルで紹介</p> <p>◆開催場所：市内4会場</p>
平成 21 年度	H21. 11. 13	<p><u>「景観パンフレット」の作成</u></p>
平成 22 年度	H22. 7. 8～ H22. 10. 4	<p><u>「景観づくりに関するアンケート」の実施</u></p> <p>◆市の景観の現状や市民の景観への思いを把握し、今後の景観政策の方向性を検討し「景観計画」に反映させることを目的に実施</p> <p>◆対 象：①一般および中学生 ②事業者</p> <p>◆回答数：計1,031</p>
平成 22 年度 ～ 平成 23 年度	H23. 3. 19～ H23. 6. 4	<p><u>「景観ワークショップ」の開催</u></p> <p>◆市民の声を「景観計画」に反映させ、また地域の魅力や景観資源を再発見していただくことを目的に実施</p> <p>◆開催場所：市内6地域4会場</p> <p>◆参加者：のべ87名</p>

平成 23 年度	H23. 9. 21	<u>第 1 回下松市景観計画庁内検討委員会</u> ◆景観計画の内容に関する方針検討及び関連部署間の調整を目的に、副市長ほか各部署の代表により構成
	H23. 9. 27	<u>第 1 回下松市景観計画策定委員会</u> ◆景観計画の案に関する審議、専門的・実践的な幅広い観点からの助言などを目的に、学識経験者・関係団体・市民代表及び関係行政機関等の代表者により構成
	H23. 10. 31	<u>第 2 回下松市景観計画庁内検討委員会</u>
	H23. 11. 10	<u>第 2 回下松市景観計画策定委員会</u>
	H24. 1. 24	<u>第 3 回下松市景観計画庁内検討委員会</u>
	H24. 2. 7	<u>第 3 回下松市景観計画策定委員会</u>
平成 24 年度	H24. 4. 13～ H24. 5. 14	<u>下松市景観計画（素案）に関するパブリックコメントの実施</u> ◆提出件数：7 件（2 名）
	H24. 5. 8～ H24. 5. 17	<u>下松市景観計画（素案）に関する地区説明会の実施</u> ◆実施場所：市内 6 地域 7 会場 ◆参加者：のべ 30 名
	H24. 5. 30	<u>第 4 回下松市景観計画庁内検討委員会</u>
	H24. 6. 18	<u>第 4 回下松市景観計画策定委員会</u>
	H24. 7. 18	<u>下松市景観計画（案）について策定委員会より市長へ報告</u>
	H24. 8. 9	<u>第 52 回下松市都市計画審議会への意見聴取</u>

[下松市景観計画策定委員会委員名簿]

○委員長（敬称略；順不同）

区 分	団体名・役職名など	氏 名
学識経験を有する者	徳山工業高等専門学校教授	くまの みのる ○熊野 稔
	山口県景観アドバイザー	むらこし ちさこ 村越 千幸子
関係団体を代表する者	社団法人山口県建築士会下松支部支部長	しもせ まさあき 下瀬 正朗
	下松商工会議所専務理事	あんの まさゆき 安野 政行
	下松市観光協会理事	みいけ こうどう 三池 孝道
市民を代表する者	下松市自治会連合会会長	いまじ まさあき 今治 正明
	下松市自治会連合会副会長	つじ くにあき 辻 國政
その他市長が必要と認める者	山口県都市計画課長	もろい つとむ 師井 努
	周南土木建築事務所長	まつつか えいじ 松塚 栄次

2. 小中学校校歌からの景観要素

[下松地域]

下松小学校	朝の潮風吹きこよまどに <u>みどりかがやく下松の</u> <u>赤きゆうやけ見よ切戸川</u>
豊井小学校	<u>みはるかす笠戸の山の深みどり</u> <u>波静かなり瀬戸の海</u> 朝がすみ <u>豊井ヶ丘にたなびきて</u>
下松中学校	<u>旗岡山の緑は深し</u> <u>笠戸の海の波は静けし</u>

[末武地域]

公集小学校	<u>鷺頭の山の空遠く</u> <u>平田の川の水清く</u> <u>笠戸の海の波越えて</u>
中村小学校	果てしなき <u>末武川</u> の <u>みずほなす末武平野</u> 朝夕の <u>眺めも飽かぬ城山の</u>
末武中学校	なみよろい <u>高さを競う城山の</u> <u>緑に映えて</u> <u>川波の清さに鳴りて平田川</u> <u>さゆらぐ辺り</u> <u>瑞穂なす広野を越えて</u> <u>工煙の</u> <u>うずまく港</u>

[花岡地域]

花岡小学校	<u>花岡山に春みちて</u> <u>末武川に織るにしき</u> <u>稔りの広野映ゆる山なみ</u> <u>遠き文化を誇るかに</u> <u>緑の喬木窓近く</u> <u>連なるいらか</u> <u>たらちねの</u>
-------	--

[久保地域]

東陽小学校	<u>蔵掛鳥帽子をあおぎみる</u> <u>いらかも古きみやしろに</u>
久保小学校	<u>切戸の流れ</u> <u>さやかな里で</u>
久保中学校	<u>常盤の松の深みどり</u> <u>松風青く窓に入る</u> <u>垂穂の稲の黄金波</u> <u>実り豊かに陽が光る</u> <u>山陽道の旧き道</u> <u>ただ一筋に遠白し</u>

[笠戸島地域]

笠戸小学校	<u>七つの浦の</u> <u>海青く</u> <u>潮なる音を</u> <u>聞きながら</u> <u>鎌石みさき</u> <u>松こゆく</u> <u>大華の山の</u> <u>空とおく</u> <u>ま白い雲が</u> <u>流れとぶ</u>
江の浦小学校	<u>潮のおいもさわやかに</u> <u>窓はあかるい江の浦の</u> <u>丘のみどりもあざやかに</u> <u>門はゆるがぬ江の浦の</u> <u>空のおおさもはれやかに</u> <u>屋根は輝く江の浦の</u>

[米川地域]

米川小学校	見よ空を <u>のぼる朝日を背にうけて</u> <u>峰に羽ばたく金のたか</u> <u>はげみ</u> <u>いそしめ</u> <u>よく学べ</u> <u>山の子どもの</u> <u>学舎よ</u>
-------	--

3. 用語解説

あ

打瀬船

- ・かつて漁業などに用いられた日本古来の帆船のことです。

NPO(エヌ・ピー・オー)

- ・Non Profit Organization の略。「非営利組織」の意味で、利益を目的とせず、社会的な使命の実現を目指して活動する組織や団体のことです。収益活動もできるが、その用途は使命実現に向けた活動にしか支出せず、利益を分配しません。

屋外広告物

- ・常時又は一定の期間継続して屋外で公衆に表示されるものであって、看板、立看板、はり紙及びはり札並びに広告塔、広告板、建物その他の工作物等に掲出され、又は表示されたもの並びにこれらに類するものをいいます。(屋外広告物法第2条)

屋外広告物条例(山口県屋外広告物条例)

- ・良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するために、屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件並びにこれらの維持並びに屋外広告業について、必要な規制の基準を定めたものです。

か

改築

- ・建物の全部又は一部を新しくつくりなおすことです。

ガイドライン

- ・ある物事に対する政策・施策などの指針や指標を示したもので、決まり事、約束事を明文化し、それらを守った行動をするための具体

的な方向性を示したものです。

景観ガイドライン(下松市景観ガイドライン)

- ・下松市が策定する景観づくりの方針やルールなどの基本的な考え方を示したものです。

景観協定

- ・景観法に基づく制度の一つで、景観計画区域内のある一定の区域において、土地所有者全員の合意に基づき定められる自主協定のことです。協定区域内の建築物の形態意匠、緑化、看板など、景観に関するルールを定めることができます。

景観形成基準

- ・景観計画で、届出を必要とするとした行為に対して、行為の制限の基準を定めたもの。景観法では形態意匠の制限、高さの制限、壁面の位置の制限、敷地面積の最低限度などのほか、届出対象行為ごとに良好な景観の形成のための制限を定めるとしています。

景観計画区域

- ・景観計画で定められた届出対象行為、景観形成基準などが適用される区域のことです。都市計画区域外も含み、目的に応じて柔軟に設定が可能です。

景観行政団体

- ・景観法に基づき、景観計画の策定など、良好な景観形成のための具体的な施策を実施する団体で、下松市は平成20年に景観行政団体に移行しました。

景観軸

- ・川や山並みなど景観を形成(構成)している軸となるものです。

景観重要建造物

- ・景観計画に定められた指定の方針に則して、景観行政団体の長が指定した良好な景観の形成に重要な建造物のことです。

景観重要公共施設

- ・道路、河川、都市公園、海岸、港湾、漁港、自然公園等に係る公共施設のうち、景観計画の中で、良好な景観の形成に重要なものとして管理者の同意を得て定めるものです。景観計画に、管理者の同意を得て景観重要公共施設の整備に関する事項や占用等の許可の基準が定められると、管理者はそれらに基づき整備や占用許可を行わなければなりません。

景観重要樹木

- ・景観計画に定められた指定の方針に則して、景観行政団体の長が指定した良好な景観の形成に重要な樹木のことです。

景観条例（下松市景観条例）

- ・美しい町並み・良好な都市景観を形成し保全するため、下松市（景観行政団体）が制定する条例のことです。

景観地区

- ・都市計画法に基づく地域地区の一つで、積極的に良好な景観形成を誘導したい場合に、下松市（景観行政団体）が都市計画として定める地区のことです。
- ・景観地区では、建物の形態意匠をはじめ、建物の高さの最高限度又は最低限度、壁面の位置の制限、建物の敷地面積の最低限度などを定めることができます。

景観農業振興地域整備計画

- ・景観と調和のとれた良好な営農条件を確保するために、対象とする区域、その区域内における土地の農業上の利用に関する事項、農業生産の基盤の整備及び開発に関する事項などについて一体的に定めるものです。

景観法

- ・景観づくりを目的としたわが国初めての総合的な法律として平成 16 年 12 月に施行されました。町並みや里山の景観整備により地域ごとの魅力を高め、活性化を図るという理念を持ちます。

景勝地

- ・景色や風景の優れた場所のことです。

形態意匠

- ・建物などの形状、模様若しくは色彩などのデザインのことを示します。

建築延べ面積

- ・建築物の各階の床面積の合計です。

建築物

- ・土地に定着する工作物のうち、屋根があり、かつ、柱や壁を有するもの（これに類する構造のものを含む）、又は、これに附属する門や塀、野球場や競馬場のスタンドなどのような観覧のための工作物、地下又は高架の工作物内に設けられる事務所、店舗、興行場、倉庫などのことをいいます。（建築基準法第 2 条第 1 号）

耕作放棄地

- ・農作物が 1 年以上作付けされず、農家が数年の内に作付けする予定が無いと回答した田畑、果樹園のことです。

五感

- ・外界からの刺激を受け取る五つ（視・聴・嗅・味・触）の感覚のことです。

さ

産業遺産

- ・ある時代においてその地域に根付いていた産業の姿を伝える遺物や遺跡です。

山稜

- ・山頂から山頂へ続く峰すじのことです。

市街化区域

- ・すでに市街地を形成している区域と、今後おむね 10 年以内に市街化を図るべき区域として都市計画区域内に定めるもので、都市的土地利用は原則として市街化区域内で行います。

市街化調整区域

- ・市街化を抑制する区域であり、構造・用途や基礎の有無にかかわらず建物の建築が規制されています。

市街地再開発事業

- ・都市再開発法に基づき、市街地の土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新とを図るために、建築物及び建築敷地の整備と併せて公共施設の整備を行う事業のことです。

指針

- ・物事を進めるうえでたよりとなるものです。参考となる基本的な方針のことです。

修景

- ・建築物、道路、法面など、構造体など以外の部分に手を加えて、景観としての美しさを損なわないように整備することです。

修繕

- ・壊れたり悪くなったりしたところを繕い直すことです。

樹姿

- ・樹木の幹・枝などがつくりだす外形のことです。

樹勢

- ・樹木の生長する勢いのことです。

樹容

- ・樹木の大きさや枝ぶりを含めた姿のことをいいます。

親水性

- ・水や川に触れることで水や川に対する親しみを深めることです。

シンボルライン

- ・4つの「都市の活動軸」のうち3つの軸が重なる部分で、道路及び鉄道の交通結節点機能を果たせる可能性の高いJR下松駅周辺と周防花岡駅周辺を結び、商業施設や各種の集客施設、公共施設等が集積する都)中央線、末武大通線等を中心に幅を持ったエリアのことです。

シンボルロード

- ・中央線、末武大通線等シンボルラインを形成するための中心的道路のことです。

総合計画（下松市総合計画）

- ・地方自治体が策定する自治体のすべての計画の基本となり、行政運営の総合的な指針となる計画です。

た

たい色

- ・色があせることです。

多島美景観

- ・静かな海面、点在する多くの島々など自然と人文景観が一体となった景観のことです。

中山間地域

- ・平野の外縁部から山間地の農業地域のことです。

地区計画

- ・地区の特性に応じたまちづくりを進めるため、道路等の公共施設の配置や建築物などに関する制限について、その地区の実情に応じた規制のルールを総合的かつ一体的にひとつの計画として定めた都市計画です。

眺望景観

- ・眺めのよい場所から、より広い範囲を眺めたときの景観と平野部から山を眺めたときの景観のことで。

鎮守の森

- ・神社を囲むようにして存在する古くからの森のことで。

伝統的建造物群保存地区

- ・文化財保護法第143条第1項または第2項の規定により、周囲の環境と一体をなして歴史的風致を形成している伝統的な建造物群で価値が高いもの（伝統的建造物群）、およびこれと一体をなしてその価値を形成している環境を保存するため、市町村が地域地区として都市計画もしくは条例で定めた地区です。

特別緑地保全地区

- ・都市計画区域内で良好な自然環境を形成している緑地において、建築行為など一定の行為の制限などにより現状凍結的に保全する制度です。神社、寺院等と一体となって文化的意義を有するもの、風致・景観が優れ、地域住民の生活環境として必要なもの、動植物の生息地または生育地で保全する必要があるものなどが設定されます。

都市計画マスタープラン

（下松市都市計画マスタープラン）

- ・都市計画の目標や長期的な視点に立った都市の将来像を明確にし、その実現に向けた方針をとりまとめたものです。

都市計画区域

- ・都市計画法の規定が適用される区域のことで、自然環境や社会環境などから、一体の都市として総合的に開発したり保全したりする必要のある区域が指定されます。

都市計画道路

- ・都市の骨格を形成し、安心して安全な市民生活と機能的な都市活動を確保する道路のことで、都市計画法に基づきルートや道路幅員が決められます。未実施の都市計画道路区域内には事業の円滑な実施のため、都市計画法により建築制限がかけられます。

土地区画整理事業

- ・土地区画整理法に基づき、居住環境の向上、宅地の整形化による利用増進などを目的とし、土地所有者等が土地の一部を提供し（減歩）、それを道路や公園などの新たな公共施設として活用し、換地手法により利用価値の高い整然とした市街地を整備する事業のことで。

届出対象行為

- ・届出の対象となる建築物の建設や工作物の建設などに必要な届出をすることです。

特定届出対象行為

- ・景観法に基づく届出制度における届出対象行為のうち、形態意匠に関する景観形成基準に適合しない場合に、設計の変更や原状回復等を命令の対象とできる行為です。

土木遺産

- ・過去につくられた土木構造物で、現在残っている部分や、痕跡が確認される全体などのことです。

トタン

- ・薄い鋼板に亜鉛めっきをして耐食性をもたせたもののことで、屋根板などに用います。

な

法面

- ・造成地や道路，山林，ダム，河川の築堤工事などで，切土や盛土をすることによりできた土の傾斜面のことです。山の斜面などを切り取って，その後のできた新たな斜面のことを切土法面，土を盛ってできた新たな斜面のことを盛土法面といいます。

は

はく離

- ・はがれることです。

はり札

板などを利用して、電柱や壁等に貼り付けた
広告物のことです。

風土

- ・主にある土地の気候・気象・地形・地質・景観などの総称という概念です。

風致地区

- ・良好な自然的景観を形成している区域のうち、土地利用計画上、都市環境の保全を図るため風致の維持が必要な区域について定めるものです。

プラント

- ・生産設備のことです。

文化的景観

- ・地域における人々の生活又は生業及び当該地域の風土により形成された景観地で我が国民の生活又は生業の理解のために欠くことのできないものをいいます。（文化財保護法第2条）

ま

模様替え

- ・建物などの外観や内部を変えることです。

や

要衝

- ・軍事・交通・産業のうえで大切な地点のことです。

擁壁

- ・斜面の土が崩れるのを防ぐために設けられる壁のような構造物のことです。道路、鉄道、宅地造成などの切土、盛土部のほか、河川や海岸の護岸などに利用されています。

ら

稜線

- ・山の峰と峰を結んで続く線のことです。

緑化協定

- ・「都市緑化保全法」に定められた制度で、地域住民の自主的な緑化の意志を尊重しながら地域の緑化を推進しようとするものです。

わ

ワークショップ

- ・意見や技術などを交換したり、紹介する会のことです。最近では、まちづくりに関して、関係する様々な人々が参加し、共同作業によって計画を作成したり、実施していくための方法として用いられます。